

目 次

はじめに	1
------------	---

第1章 市税のあらまし

令和5年度 市税収入について	4
市税の種類	5
令和5年度市税納期一覧表	6
市税は納期限を守って納付しましょう	7
税負担の公平性の確保に向けた取組について	10

第2章 税制改正等のお知らせ

令和5年度から適用される主な税制改正	11
令和5年度の主な税制改正について	13
マイナンバー制度（社会保障・税番号制度）について	15

第3章 わたしたちの市税

個人の市民税	16
法人の市民税	38
固定資産税・都市計画税	41
軽自動車税	52
市たばこ税	56
入 湯 税	57

第4章 納税・証明

市税の減免	58
審査請求（納税者の権利救済制度）	59
市税の納付と還付	60
市税の証明	62
市役所、支所・分室等のご案内	64

第5章 インターネットでの手続

eLTAXを利用した電子申告等	65
-----------------------	----

第6章 国税と県税

国 税	66
県 税	67

第7章 お問い合わせ一覧

市税について	68
国税について	69
県税について	69

はじめに

皆さんが安全・安心に暮らしていくには、道路、公園、学校などの公共施設や、教育、保育、消防、ごみ処理といった公的サービスが欠かせません。

それを整備維持するためには、費用がかかります。皆さんにはその費用を、社会を支えるための税金という形で負担していただいています。

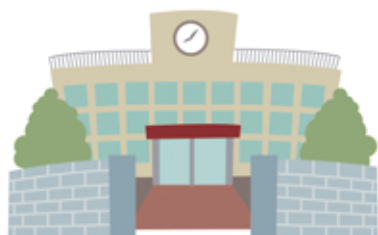
特に市税は、皆さんに身近な市の活動にかかる費用を賄うもので、住民がその所得、資産などに応じて広く負担を分かち合う「地域社会の会費」という性格を持っています。

市は、地域の実情に応じ、皆さんから納付いただいた貴重な税金で主体的な自治体運営をすることとされています。

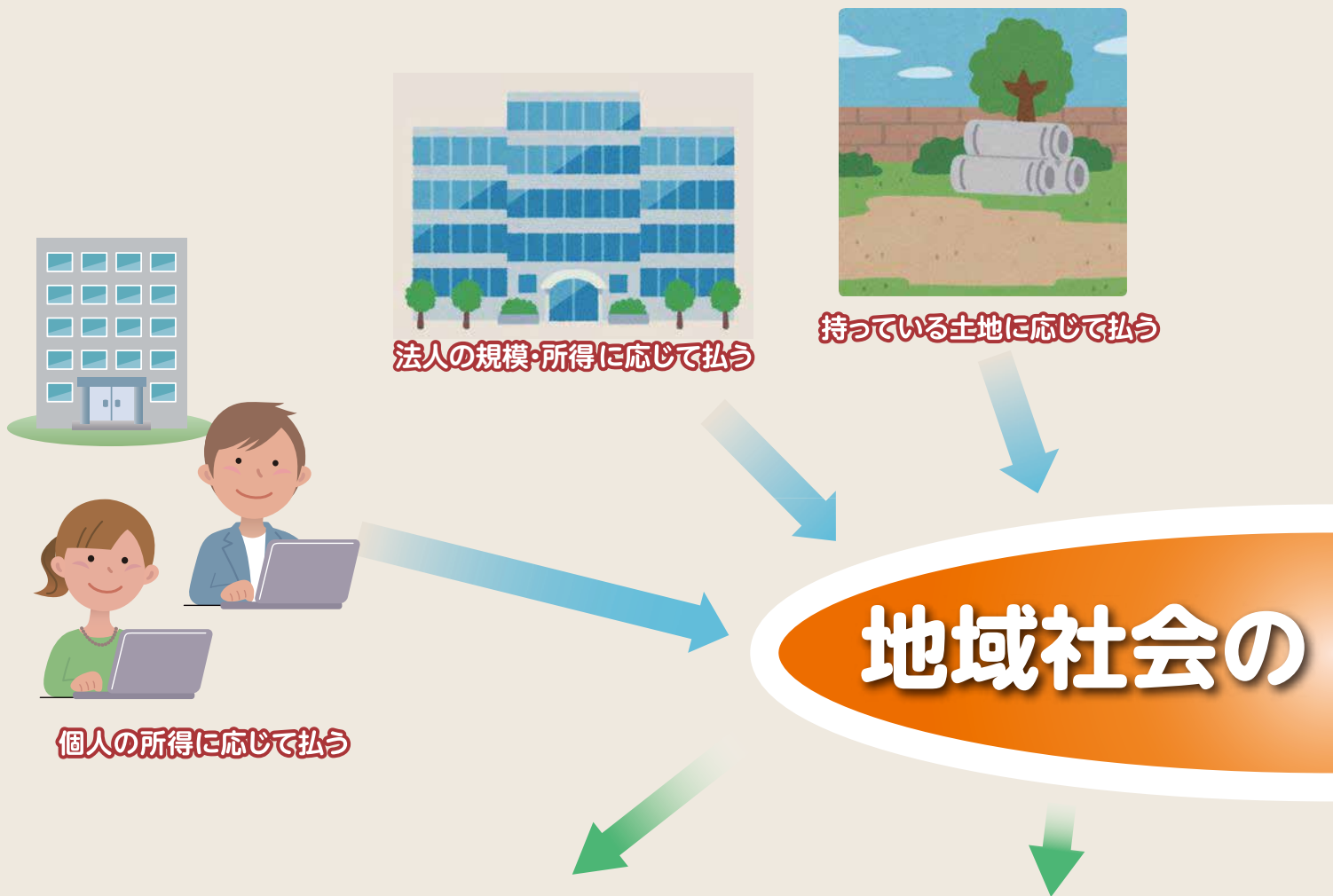
きすな
人の絆

まちの輝き

未来へつなぐ
伊丹



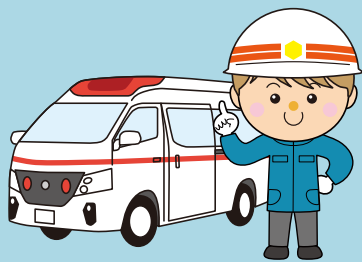
社会の会費としての税



安全・安心



災害対策



消防・救急



交通安全・地域防犯

育ち・学び・共生社会



幼児教育・保育



学校教育



男女共同参画
多文化共生・平和

健康・医療・福祉



健康づくり

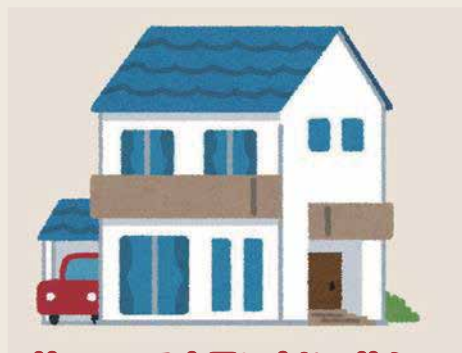


地域医療

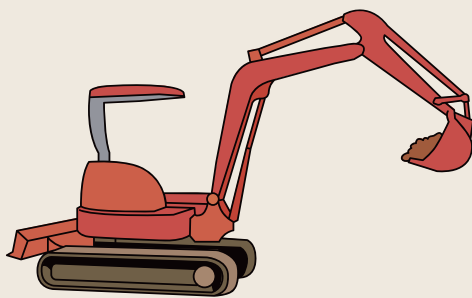


地域福祉

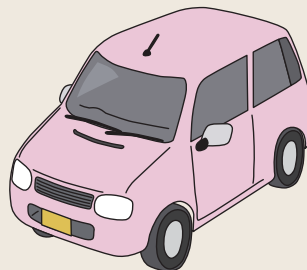
税金は皆さんが安全・安心に暮らすために使われています。特に市税は皆さんが広く負担を分かち合う地域社会の会費のようなもので、皆さんの暮らしを良くするために使われています。



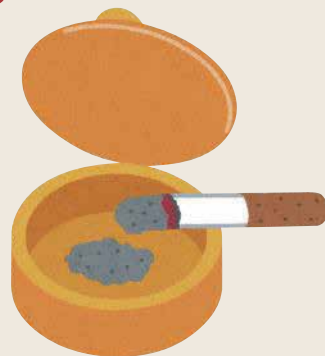
持っている家屋に応じて払う



持っている償却資産
(事業用の資産)に
応じて払う



持っている軽自動車等
に応じて払う



たばこを買った時に払う

会費 = 税

市民力・にぎわい・活力



歴史・文化



商工業



空港との共生

環境・都市基盤



環境保全



公園・緑地・生物多様性



交通・道路

参画と協働・行政経営



参画と協働



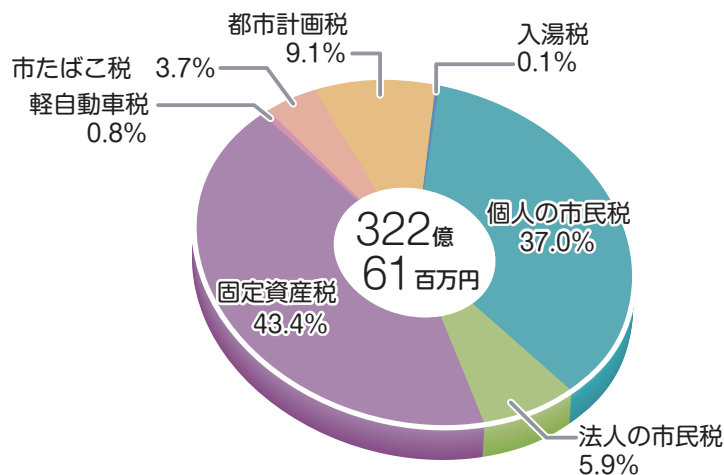
ICTの活用

第1章 市税のあらまし

令和5年度 市税収入について

令和5年度当初予算一般会計歳入総額は828億円です。その内、市税収入は322億61百万円と、歳入予算全体の39.0%を占めています。

(単位：百万円)



令和5年度当初予算	
個人の市民税	11,929
法人の市民税	1,901
固定資産税	14,001
軽自動車税	277
市たばこ税	1,199
都市計画税	2,942
入湯税	12
合計	32,261

市税の使いみち

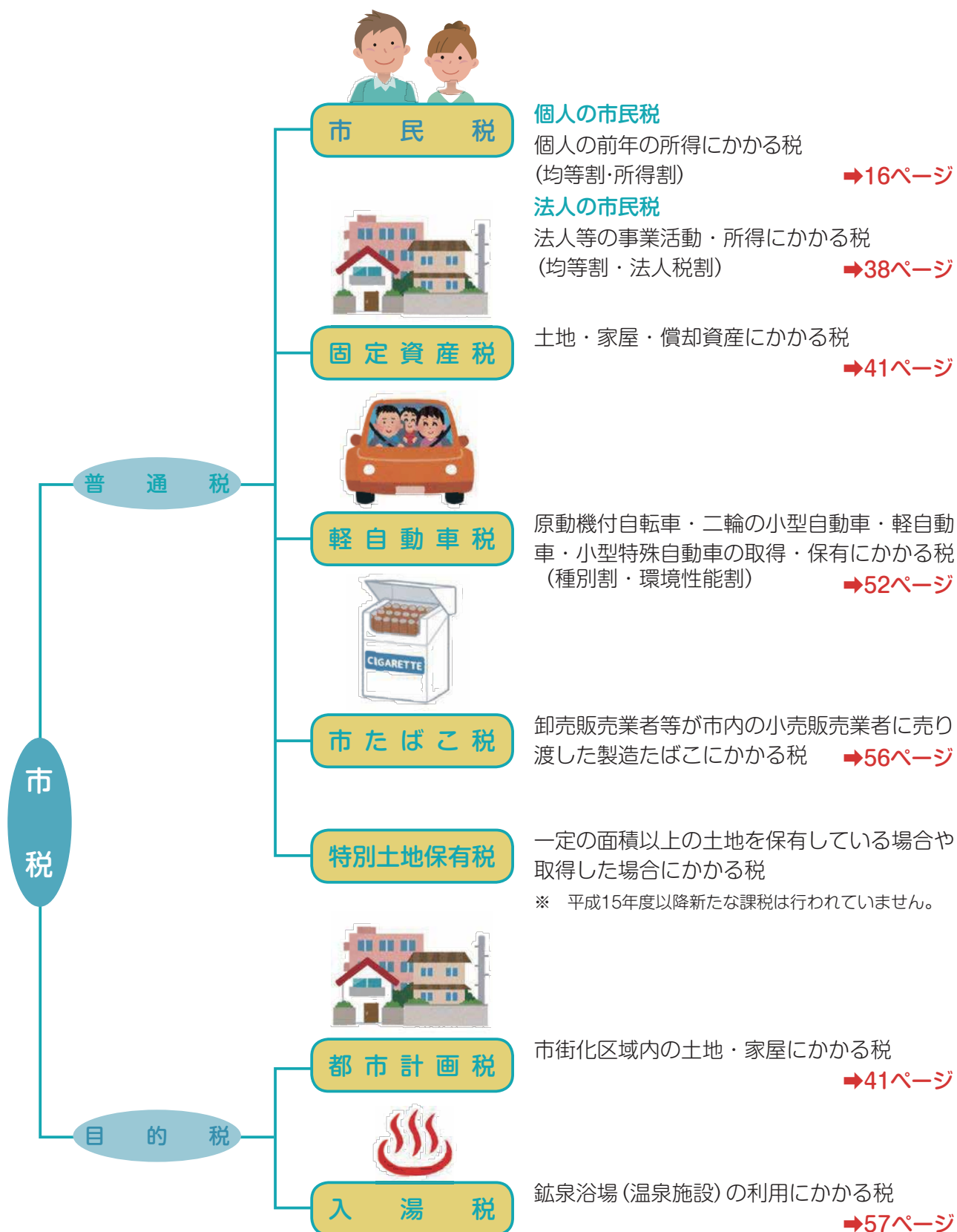
市民のみなさんが納める市税は、令和5年度予算ではおよそ次のように使われています。市税を10,000円で例えると、その内訳は次のようになります。()内は市税総額322億61百万円の内訳です。

民生費	社会福祉、生活扶助など	2,696円(86億97百万円)
教育費	学校、幼稚園、社会教育など	1,932円(62億34百万円)
公債費	市債の償還に	1,712円(55億23百万円)
総務費	行政の運営、広報など	1,273円(41億6百万円)
衛生費	ごみの収集、し尿処理など	1,024円(33億2百万円)
土木費	道路、公園の建設など	713円(22億99百万円)
消防費	消防・救急活動など	398円(12億83百万円)
議会費	議会運営に	94円(3億3百万円)
商工費	商工業振興など	63円(2億5百万円)
その他	その他労働費・農業費など	95円(3億9百万円)

市税の種類

現在、伊丹市で課税している税金の種類は、次のとおりです。

普通税とは、納められた税金の使いみちが特定されない税金のことをいい、**目的税**はその使いみちが特定の事業等の必要な経費に充てるよう定められた税金のことをいいます。



令和5年度市税納期一覧表

第1章

市税のあらまし

令和5年	4月	固定資産税・都市計画税	1期
	5月	軽自動車税	
	6月	個人の市県民税（普通徴収）	1期
	7月	固定資産税・都市計画税	2期
	8月	個人の市県民税（普通徴収）	2期
	10月	個人の市県民税（普通徴収）	3期
	12月	固定資産税・都市計画税（26日）	3期
令和6年	1月	個人の市県民税（普通徴収）	4期
	2月	固定資産税・都市計画税	4期
	毎月	個人の市県民税（給与からの特別徴収）（翌月10日） 市たばこ税（翌月末） 入湯税（翌月15日）	
令和5年	4月 6月 8月 10月 12月 令和6年 2月	個人の市県民税（年金からの特別徴収）（翌月10日）	
	随時	法人の市民税（事業年度終了後 2か月以内）	

※ 納期限は、月末です。ただし、土日休祝日の場合は翌開庁日となります。

市税は納期限を守って納付しましょう

市税は、福祉・教育など生活において欠かせない事業の費用に充てられる貴重な財源です。市税が滞納されると、市民サービスの提供に支障をきたします。

市税は、市民の皆さんで分かち合っています。そのため、滞納されている方に対しては、延滞金の徴収や財産の差押えを行い、税の公平性の確保に取り組んでいます。

- | | |
|--------------------|------------------------|
| 納付が難しいときはどうしたらいいの？ | ➡ 納税の緩和制度があります。（下のとおり） |
| 納期限を過ぎるとどうなるの？ | ➡ 延滞金が加算されます。（P8） |
| 滞納したらどうなるの？ | ➡ 滞納処分が実施されます。（P9） |

◆ 納付が難しいときはどうしたらいいの？（納税の緩和制度）



仕事を辞めてしまって・・・。
税金をどうしても納期限までに全額払えない。どうしよう？

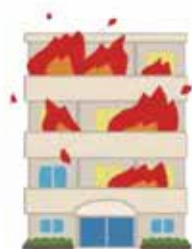
納税が困難な事情があって、納期限までの納付が難しい方は、
納税の緩和制度があります。



納税の緩和として、市税を減免したり（P58）、納税を猶予する制度があります。
制度の適用については、生活・所得状況、具体的な納付計画、担保の提供などについてお伺いし、
法律の要件に基づいて判断します。なお、具体的な資料を提出していただく場合があります。

納税困難な事情

災害・盗難



病気・ケガ



会社の倒産・失業



著しい損失（事業不振）



困ったときは、納税相談窓口（市役所徴収課）
に連絡しましょう。

◆ 納期限を過ぎるとどうなるの？（延滞金の加算）

納期限を経過しても納付がないときには、法律の規定によって延滞金が加算されます。延滞金は、納期限までに納付した方と、納期限を過ぎて納付された方との公平性を確保する制度です。

延滞金の加算の仕方

平成25年12月31日まで		
納期限後	本則	特例
1か月以内	7.3%	特例基準割合(注1)
1か月後	14.6%	なし
【法人市民税】延長された確定申告書の提出期限まで	7.3%	特例基準割合(注1)

(注1) 商業手形の基準割引率に年4%を加算した割合

平成26年1月1日から		
納期限後	本則	特例
1か月以内	7.3%	特例基準割合(注2) + 1%
1か月後	14.6%	特例基準割合(注2) + 7.3%
【法人市民税】延長された確定申告書の提出期限まで	7.3%	特例基準割合(注2)

(注2) 国内銀行の貸出約定平均金利（新規・短期）の前々年10月～前年9月における平均に年1%を加算した割合

令和3年1月1日から		
納期限後	本則	特 例
1か月以内	7.3%	延滞金特例基準割合(平均貸付割合(注3) + 1%) + 1%
1か月後	14.6%	延滞金特例基準割合(平均貸付割合(注3) + 1%) + 7.3%
【法人市民税】延長された確定申告書の提出期限まで	7.3%	特例基準割合(平均貸付割合(注3) + 0.5%)

(注3) 前々年9月～前年8月における国内銀行の短期貸付の平均利率（新規・短期）の合計を12で除して計算した割合

(参考) 令和5年1月1日以降の延滞金の割合

納期限が過ぎてから1か月以内は、本税に対して年率2.4%
 納期限が過ぎてから1か月を経過した日から、本税に対して年率8.7%
 の延滞金を日割りで加算します。



納期限までに納付するルールを守りましょう。

◆ 滞納してたらどうなるの？（滞納処分の実施）



滞納してたら差押えをされるって聞いたけど、実際はどうなるんだろう？テレビとかで時々聞くけど、よく分からないなー。

資力があるにもかかわらず、滞納している方に対して、財産の差押えを実施します。

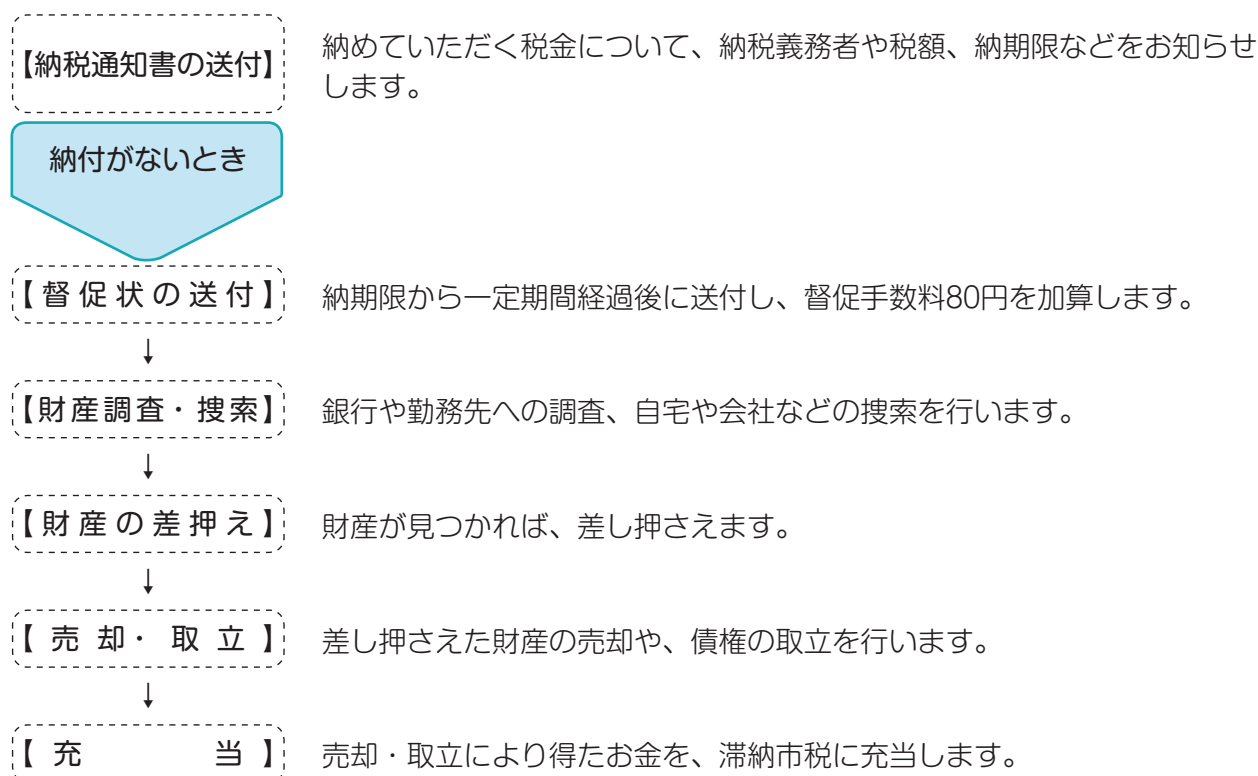


滞納処分とは、財産の差押えなどの強制的な手続です。これは、督促や催告に応じない方に対して実施します。

滞納処分の対象となる財産の例として、給与・年金・預貯金・不動産・動産・乗用車・生命保険・家賃収入・売掛金があります。

差押えを実施した場合は、勤務先や取引先に「差押通知書」を送付したり、所有する不動産の売却を制限したりすることがあります。

滞納処分の流れ



税は様々な市民サービスを支える大切な「地域社会の会費」。
納期限までに、きちんと納めましょう。

税負担の公平性の確保に向けた取組について

第1章

市税のあらまし

伊丹市は、多数の納税者に納期限までに納付していただいていることで高い徴収率を保っていますが、納期限までに納付していただけない方もいます。納期限までに納付していただいた納税者との公平性を確保するため、資力があるにもかかわらず、納付していただけない方に対しては、滞納処分により厳正に対処しています。

取組の一環として、捜索やタイヤロック（差し押さえた車を装置で固定して運行できなくすること）、差押財産の公売などを実施しています。

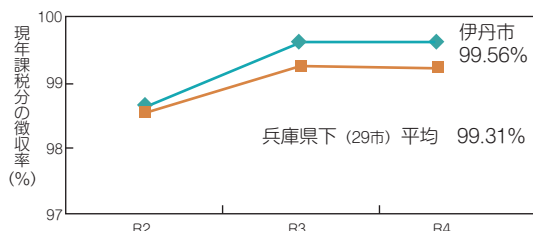


捜索の実施



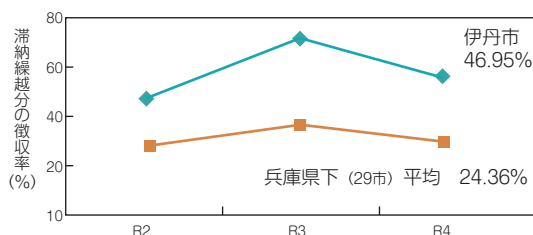
タイヤロックの実施

市民の皆さんの高い納税意識と公平性の確保を目的とした徴収業務の推進により、令和4年度も高い徴収率を維持し、兵庫県下29市で第1位となりました。



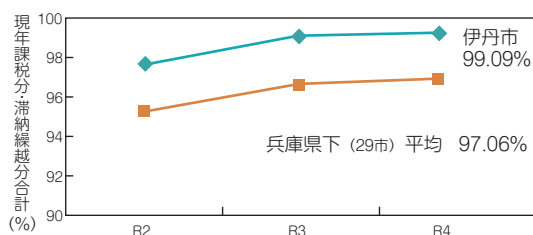
現年課税分の令和4年度徴収率
99.56%

兵庫県下(29市)第2位



滞納繰越分の令和4年度徴収率
46.95%

兵庫県下(29市)第1位



現年課税分・滞納繰越分の合計の
令和4年度徴収率
99.09%

兵庫県下(29市)第1位

